

～紹介状をお持ちでない初診の患者様へ～

消費税引き上げ（8%→10%）対応に伴い

当院では初診時選定療養費として

2,750 円（税込）

を頂いております。

初診時選定療養費とは

「初期の診療は地域の医院・診療所などで、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省が導入した制度で、他の医療機関等からの紹介状なしに200床以上の病院へ初診で受診した場合は、医療費の他に病院が定めた金額を徴収できるというものです。

但し、以下に該当されます方からは徴収対象から外れます。

1. 紹介状を持参された場合
2. 国の公費負担医療の受給対象者の場合
3. 地方単独の公費負担医療費制度の受給対象者
4. 社会福祉法第2条第3項第9号に規定する対象者の場合（生活保護受給者）
5. 救急車で来院等、緊急を要する場合・・・等



松山市民病院

